



平成25年6月11日

各 位

会 社 名 東建コーポレーション株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長兼会長 左右田 稔  
コード番号 1766  
(東証第一部・名証第一部)  
問 合 せ 先  
責任者役職名 広報IR室 室長  
氏 名 尾崎 健太郎  
連 絡 先 052 - 232 - 8000

## 単元株式数の変更及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成25年6月11日開催の取締役会において、単元株式数の変更及び定款一部変更を平成25年7月26日開催予定の第37回定時株主総会に付議することを決議致しましたので、下記のとおりお知らせ致します。

### 記

#### 1. 単元株式数の変更について

##### (1) 変更の理由

全国証券取引所が公表した、平成19年11月27日付「売買単位の集約に向けた行動計画」及び平成24年1月19日付「売買単位の100株と1000株への移行期限の決定について」の趣旨に鑑み、当社単元株式数を変更するものであります。

##### (2) 変更の内容

単元株式数を10株から100株に変更致します。これに伴う株式分割は実施致しません。

単元株式数を100株とすることにより、新たに1単元未満となる株主様は24,803名であります。この株主様の数は平成25年4月末現在のものであり、この株主様数の割合は株主総数に対して82.53%であり、そのご所有される株式数の割合は発行済株式総数に対して2.30%であります。

当社におきましては、仮に普通株式を1株につき10株の割合をもって分割する株式分割を実施した場合、分割後の株価は理論上、10分の1となることが想定されることで企業イメージの低下、及び営業活動におけるマイナス面が生ずる恐れがありますので、単元未満株式のみをご所有される株主様が新たに生ずるとしても、現時点におきましては株式分割を実施しないことが適当であると判断致しました。

また、後述のとおり、変更日を平成26年4月1日と予定することで、株主様にご判断頂ける期間を最大限に設けるほか、変更日以降、単元未満株主様からの「単元未満株式の買増及び買取」に対応すべく、両制度をご利用頂けます。併せて、株式分割を実施しないことにより新たに生じる単元未満株主様への影響を緩和すべく、現行の株主優待制度は平成26年4月末時点における株主様分まで実施することと致します。しかしながら、平成26年5月以降の株主優待制度につきましては、全面的な見直しを予定しており、これにつきましては、内容が決まり次第、改めてお知らせ致します。

なお、今回の変更に伴い当社株価は、取引所が定める有価証券上場規程において望ましいとされる投資単位の水準を超える可能性があります。当社におきましては、株式分割による株式投資単位の引下げは、株式市場の流動性を高め、更には株式市場への参加を促進する有用な施策のひとつとして考えておりますが、その必要性につきましては、当社株価の水準、株主構成及び株式の流動性等を総合的に勘案し、検討を行ってまいります。

##### (3) 変更予定日

平成26年4月1日(火)

##### (4) 変更の条件

平成25年7月26日(金)開催の当社第37回定時株主総会において、定款一部変更に関する議案が承認可決することを条件と致します。

## 2. 定款一部変更について

### (1) 変更の理由

上記単元株式数の変更に伴うものであります。

### (2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更後
(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、 <u>10株</u> とする。  (新設)	(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。  <u>附則</u> <u>第7条の変更の効力発生日は、平成26年4月1日とする。</u> <u>なお、本附則は、効力発生日をもって削除する。</u>

### (3) 変更予定日

平成26年4月1日(火)

## 3. 単元未満株式の取扱いについて

単元株式数の変更に伴い、100株未満の株式は単元未満株式となります。単元未満株式をご所有の株主様は、取引所市場でご所有の単元未満株式を売買することはできませんが、以下の制度をご利用頂くことが可能であります。具体的なお手続きにつきましては、証券会社の口座でご所有の株主様はお取引のある証券会社へ、特別口座でご所有の株主様は特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社まで、それぞれお問い合わせ下さい。

### (1) 単元未満株式の買増制度

株主様がご所有される単元未満株式と合わせて1単元(100株)となるよう、当社に対し、当社株式を売り渡すことを請求することができる制度です。

### (2) 単元未満株式の買取制度

会社法第192条第1項の規定に基づき、当社に対し、株主様がご所有される単元未満株式を買い取ることを請求することができる制度です。

以上